

## 5 手 続 き

### 5. 1 一 般 事 項

- 1 原則として、申請受付は開庁日の午前中（9時から12時まで）に、事前協議の受付は午後にする。
- 2 申請に係る事前調査において、利害関係人等のある場合は必ず申請前に承諾を受けるよう努めること。
- 3 申請書の記載事項（押印を含む。）及び添付書類等に漏れのないよう十分注意すること。

### 5. 2 給水に係る事前協議の申請

#### 1 事前協議を必要とする範囲

- 1) 表 5. 1. 1 に示す業態で、対象規模以上の建築物を建築（新築、増築、改築）する場合  
ただし、建築確認図書等による事前協議において、認定水量を考慮せず算出した計画一日最大給水量が明らかに 5m<sup>3</sup>未満と確認できた場合は、図書の一部の提出を省略することができる。
- 2) 計画一日最大給水量が 5m<sup>3</sup>以上となると思われる建築物を建築する場合
- 3) 特殊な業態の建築物を建築する場合
- 4) 配水管の布設を伴わないもので、公共用地等を除く宅地造成面積が 1,000m<sup>2</sup>以上となる場合
- 5) その他当局が必要と認める場合

表 5. 1. 1 開発負担金に係る業態別協議対象規模表

業 態 名	規 模 単 位	数 値	業 態 名	規 模 単 位	数 値	業 態 名	規 模 単 位	数 値	
(家事用)			仕出し屋		50m <sup>2</sup>	(その他の営業)			
住 宅 A	戸	5戸	料 亭	厨房 +店舗面積	110m <sup>2</sup>	ガソリンスタンド <sup>△</sup>	敷地面積	500m <sup>2</sup>	
〃 B		9戸	スナック		250m <sup>2</sup>	パチンコ店	延床面積	500m <sup>2</sup>	
〃 C		13戸	キャバレー バー		280m <sup>2</sup>	映画館	客席数	全て行う	
アパ <sup>△</sup> ート	室	全て行う	喫茶店		110m <sup>2</sup>	(病院)			
寮	各室床面積	全て行う	レストラン A		110m <sup>2</sup>	大 病 院	1 病床	全て行う	
(商店)			〃 B		130m <sup>2</sup>	小 病 院			
商 店 A	店舗面積	40m <sup>2</sup>	〃 C		80m <sup>2</sup>	診療所 A			
〃 B		80m <sup>2</sup>	ファーストフード <sup>△</sup>		80m <sup>2</sup>	〃 B	医療部門面積		
〃 C		160m <sup>2</sup>	(大型店舗)			(学校)			
〃 D		160m <sup>2</sup>	テ <sup>△</sup> ハ <sup>△</sup> ート		延床面積	全て行う	保 育 園	園児数	40人
〃 E		200m <sup>2</sup>	ス <sup>△</sup> ハ <sup>△</sup> ーマーケット		400m <sup>2</sup>	幼 稚 園		160人	
〃 F		330m <sup>2</sup>	(事務所)			小 学 校	生徒数	全て行う	
〃 G		360m <sup>2</sup>	銀 行	延床面積	全て行う	中 学 校			
〃 H		800m <sup>2</sup>	保 險 会 社			高 校	・ 大 学		
〃 I		1,000m <sup>2</sup>	自 動 車 販					各種学校	生徒数
〃 J		1,330m <sup>2</sup>	売・整備				各 種 塾		
〃 K	2,000m <sup>2</sup>	事務所 A				(官公庁)			
〃 L	160m <sup>2</sup>	〃 B				官 公 庁	延床面積	全て行う	
(飲食業)			〃 C			(文化施設)			
食 堂 A	厨房 +店舗面積	60m <sup>2</sup>	〃 D			文化施設	延床面積	全て行う	
〃 B		70m <sup>2</sup>	倉 庫			(社会福祉施設)			
〃 C		80m <sup>2</sup>	(宿泊施設)						
〃 D		130m <sup>2</sup>	旅館 A	延床面積	260m <sup>2</sup>	収容施設	収容者数	全て行う	
〃 E		60m <sup>2</sup>	〃 B		250m <sup>2</sup>	通園施設	通園者数		

2 事前協議の申請に伴う提出書類

- 1) 給水に係る事前協議申請書（別記第1号様式）
- 2) 案内図（位置図）
- 3) 建築工事計画図書一式
- 4) 土地利用計画図
- 5) 宅地造成計画平面図
- 6) 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証の写し
- 7) 既設給水栓図面写し及び1/500管網図写し
- 8) 廃止証明書の写し
- 9) 開発行為等に関する協議書の写し
- 10) その他千葉県企業局が必要と認める図書（給水立面図・水理計算書等）
- 11) 建築物に係る配水管布設工事にあつては給水装置工事に係る協議回答書写し

5.3 工事の承認申請

1 給水装置（県の量水器を設置する受水槽以下装置も含む。）を新設し、増設し、又は改造しようとする者は、局長の承認を受けなければならない。

2 提出書類

1) 給水装置工事の場合

① 給水装置新設（増設・改造）承認申請書（施行規程第2条第1項に規定する第1号様式。以下「承認申請書」という。）に次の事項を記載して提出すること。

併せて、給水装置工事（新設・増設・改造）設計・精算書（施行規程第2条第2項に規定する第1号様式の2。以下「設計書」という。）を提出し、設計審査を受けること。

- ア) 申請年月日
- イ) 申請者の郵便番号、住所、氏名又は名称（ふりがな）及び電話番号
- ウ) 工事場所
- エ) 給水装置の種類（専用給水装置、共用給水装置、私設消火栓のいずれかを記入すること。）
- オ) 指定給水装置工事事業者名（指定番号を必ず記入すること。）
- カ) 給水装置工事主任技術者名（免状番号を必ず記入すること。）
- キ) 添付書類（委任状、誓約書等を記入すること。）
- ク) 廃止前提の有・無（有の場合は、水栓番号及び口径を記入すること。）
- ケ) 納入通知書送付先の郵便番号、住所、氏名又は名称及び電話番号

② 添付書類

工 事 種 別	添 付 書 類
給水装置新設工事	
私設消火栓設置工事	②誓約書
既設装置認定工事	・既設装置認定要綱に基づく提出書類
臨時使用に供する給水工事	③臨時給水申請書、④概算料金免除申請書、⑤念書
増設・改造工事が見込まれる給水装置新設工事	⑥計画書
一部先行工事	・給水装置の一部先行工事取扱要綱に基づく提出書類

注 1) 給水申込納付金及び開発負担金等の納入通知書は、申請者に発送することが原則であるが、やむを得ず納入通知書の受領を指定給水装置工事事業者に委任する場合は、委任状（別

記①様式)を添付すること

- 2) 給水に係る事前協議を行ったものについては、その回答書を添付すること。
- 3) 道路掘削・占用関係、その他必要と認められる書類を添付すること。
- 4) ○内の数字は、別記様式の番号を表わす。

## 2) 受水槽以下装置工事の場合

- ① 受水槽以下装置新設（増設・改造）承認申請書（受水槽以下装置に設置する量水器の取扱要綱の実施細目第1号様式。以下「受水槽以下装置承認申請書」という。）に必要な事項を給水装置工事に準じて記載し、設計書及び参考図書等を添付して提出すること。

なお、受水槽以下装置新設（増設・改造）工事のみの場合は、承認申請書欄の上に受水槽以下装置承認申請書を貼付し、申請者の割り印を押すこと。

## ② 添付書類

- ア) 給水に係る事前協議の回答書の写し（給水条例第30条の3第1項に該当する建築物又は宅地の場合に限る。）
- イ) 受水槽以下装置に設置する量水器の取扱要綱の実施細目に基づく提出書類
  - ・ 第3号様式「量水器寄付申込書」－2部
- ウ) 受水槽以下装置配管図面（参考）

## 5. 4 給水装置工事の変更承認申請

- 1 給水装置工事の承認を受けた者が当該承認に係る給水装置工事を変更しようとするとき、又は設計審査を受けた者が当該設計審査に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ給水装置新設（増設・改造）変更承認申請書（施行規程第2条の2に規定する第1号様式の3。以下「変更承認申請書」という。）を局長に提出しなければならない。

なお、設計審査に係る事項を変更しようとするときは、当該変更に係る設計書を添付すること。

- 2 施行規程第2条の2ただし書に規定する「局長が定める軽微な変更」とは、次の事項に係る変更以外の変更をいう。

なお、判断しがたいものについては、必ず担当水道事務所又は支所と協議するものとする。

- 1) 取り出し位置を著しく変更する場合
- 2) 給水主管又は量水器の口径を変更する場合
- 3) 給水装置の位置を著しく変更する場合
- 4) 連合栓一括申請を行った後、その一部に中止が生じた場合
- 5) その他、局長が設計変更を行う必要があると認める場合

## 5. 5 給水装置工事の中止

給水装置工事の承認を受けた者が当該承認に係る給水装置工事を中止したときは、直ちに給水装置工事中止届（施行規程第3条に規定する第2号様式）を局長に提出しなければならない。

## 5. 6 分岐工事の届出

分岐工事を行う場合には、給水申込納付金等が納付されていることを確認した後、「給水装置分岐工事予定表」（別記第2号様式）に道路掘削占用許可書及び道路使用許可書の写しを添付して、施工日の2日前までに提出しなければならない。

## 5.7 工事検査の申込み

### 1 工事検査の申請

給水装置工事及び受水槽以下装置工事の完成後は、直ちに局長の工事検査を受けるべく、所定の手続きをしなければならない。

### 2 提出書類

#### 1) 給水装置工事

- ① 工事検査申請書（施行規程第8条に規定する第2号様式の2）
- ② 工事検査手数料（千葉県水道事業収入証紙条例に規定する収入証紙）
- ③ 設計書添付図面の写し（以下「精算図」という。）
- ④ 給水契約申込書（施行規程第15条に規定する第3号様式）
- ⑤ 工事記録写真（水圧試験含む）
- ⑥ 1/500 給水装置位置図
- ⑦ 栓番図表（3部）

#### 2) 受水槽以下装置工事

- ① 工事検査申請書
- ② 「精算図」
- ③ 受水槽以下装置に設置する量水器の取扱要綱の実施細目に基づく提出書類
  - ア) 栓番図表（3部）
  - イ) 受水槽以下装置の施設管理人（変更）届
- ④ 隔測量水器を設置した場合は、「受水槽以下装置の維持管理契約書」又は「受水槽以下装置の維持管理に関する協定書」及び申請者と量水器製造者との保守契約の写し
- ⑤ 給水契約申込書
- ⑥ 工事記録写真
- ⑦ 1/500 給水装置位置図

## 5.8 更生工事に係る届出

更生工事の施行にあたって水道水を使用する場合は、「給水義務のない者に対する用水を特別に供給する場合の事務取扱いについて」に基づく、給水願書を提出すること。

## 5.9 その他の留意事項

- 1 施工中、配水管を破損した場合は、直ちに千葉県企業局に連絡するとともに、他に影響を及ぼさぬよう適切な措置を講ずること。

なお、この修繕に要する費用は、原因者の負担とする。

- 2 増設・改造工事が見込まれる給水装置新設工事にあつては、新設工事申請の際、増設・改造工事を同時に申請すること。

ただし、特別な理由により同時に申請できない場合は、計画書（別記⑥様式）を提出すること。

- 3 現場確認の結果、設計の内容と異なっている場合で、設計変更を要しない軽微な変更は、工事検査申請前に精算図を朱書で訂正すること。

- 4 給水装置分岐工事予定表を提出後、分岐工事予定月日を変更する場合は、必ず担当水道事務所又は支所に連絡すること。

- 5 オートロックシステムを設置する建物については、工事の承認申請時に誓約書（別記⑦例参照）を提出すること。

給水に係る事前協議申請書

年 月 日

千葉県企業局長 様

申請者住所 〒  
氏名 印  
協議者住所 〒  
氏名 印 TEL  
(担当者 TEL )

下記により上水道の給水の検討を願いたく協議します。

名 称		業 態 名 及 び 規 模	
工 事 場 所	〒	共 同 住 宅	棟 戸 ( 階 建 )
敷 地 面 積	m <sup>2</sup>		
建 築 物 の 用 途			
延 べ 床 面 積	m <sup>2</sup>		
開 発 行 為 又 は 宅 地 開 発 指 導 要 綱	( 有 無 )		
給 水 希 望 年 月 日		1 / 500 配 水 管 網 図 番 号	— —

給水装置工事に関すること

工 事 の 種 類	新 設 ・ 増 設 改 造	計 画 量 水 器			
給 水 方 法	直 結 ・ 増 圧 ・ 受 水 槽 ・ 直 結 増 圧 併 用 ・ 直 結 受 水 槽 併 用	業 態 名	口 径	個 数	計 画 水 栓 数
計 画 給 水 管 取 出 口 径	mm		φ mm	ヶ	ヶ
受 水 槽 以 下 局 検 針 希 望	有 無		φ mm	ヶ	ヶ
冷 却 塔 設 備	有 無	受 水 槽	親メーター φ mm	ヶ	
	ℓ/min		子メーター φ mm	ヶ	
既 設 給 水 装 置 有 ・ 無	水 栓 番 号	口 径	水 栓 番 号	口 径	
		φ mm		φ mm	
		φ mm		φ mm	
廃 止 証 明 書 ( 廃 止 前 提 ) 有 ・ 無		φ mm		φ mm	
		φ mm		φ mm	
		φ mm		φ mm	
計 画 一 日 最 大 使 用 水 量 の 算 出 根 拠				計 画 一 日 最 大 給 水 量	
				m <sup>3</sup> /日	
そ の 他				オ ー ト ロ ッ ク 有 ・ 無	

開発行為等に関すること

土 地 の 現 況		宅 地 ( m <sup>2</sup> )	農 地 ( m <sup>2</sup> )	山 林 ( m <sup>2</sup> )	そ の 他 ( m <sup>2</sup> )	
土 地 利 用 計 画	種 別	面 積 ( m <sup>2</sup> )	公 共 施 設 整 備 計 画	種 別	面 積 ( m <sup>2</sup> )	備 考
	宅 地			道 路		
	公 共 用 地			水 路 ・ 下 水 道 施 設		
	未 利 用 地			公 園 ・ 緑 地		
	そ の 他			消 防 施 設		
				ゴ ミ 処 理 施 設		
	計			そ の 他		
		計				

- 備考
- 個人が申請する場合及び協議者が個人である場合は、申請者及び協議者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
  - 添付図書
    - 案内図 (位置図)
    - 建築工事計画図書一式
    - 土地利用計画図
    - 宅地造成計画平面図
    - 建築基準法6条の2第1項の規定による確認済証の写し
    - 既設給水栓図面写し及び1/500管網図写し
    - 廃止証明書の写し
    - 開発行為等に関する協議書の写し
    - その他千葉県企業局が必要と認める図書 (給水立面図・水理計算書等)
    - 建築物に係る配水管布設工事にあつては給水装置工事に係る協議回答書写し

給水装置分岐工事予定表

年 月 日

千葉県企業局長 様

指定給水装置工事事業者  
 指定番号  
 名称  
 代表者氏名  
 給水装置工事主任技術者氏名

㊤ ㊥

下記のとおり、給水装置分岐工事を予定しましたのでお届けします。

分岐工事 予定年月日	受付番号	工事区分	工事場所	申請者名	道路種別		占有許可	許可年月日 許可番号	道路使用	許可年月日 許可番号	道路使用許可期間
					国・県 市・私	舗装 砂利					
	-	新設・改造 一部・臨時			国・県 市・私	舗装 砂利					
	-	新設・改造 一部・臨時			国・県 市・私	舗装 砂利					
分岐工事従事者		氏名									
		分岐穿孔の実績及び資格		<input type="checkbox"/> 資格等（保有している資格等に <input checked="" type="checkbox"/> を入れること） <input type="checkbox"/> 給水装置工事配管技能検定会の合格 <input type="checkbox"/> 給水装置工事配管技能者認定証 <input type="checkbox"/> 当局の配管工 <input type="checkbox"/> 当局給水区域内での施工実績 <input type="checkbox"/> 当局以外の水道事業者等での実績（今回分岐穿孔を行う配水管と同一材質での実績） <input type="checkbox"/> 当局以外の水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工 <input type="checkbox"/> その他（分岐穿孔に関する技能、資格等を具体的に記入すること）							

# 委 任 状

年 月 日

住 所  
委任者  
氏 名 印

- 1 工事場所
- 2 委任事項 上記工事場所の給水装置承認に係る給水申込納付金及び開発負担金の納入通知書の代理受領について、下記の者に委任します。

所在地  
指定給水装置工事事業者  
代表者

※申請者印については、申請者本人が自署する場合に限り、これを省略することができる。

# 誓 約 書

年 月 日

千葉県企業局長

様

住 所

申請者

氏 名

印

私は、この度、私設消火栓の設置申込みをいたしました。千葉県水道事業給水条例を堅く遵守し適正な管理を行うとともに、万一无断で封印を切った場合は貴局の如何なる処置に対してもなんら申立てをしないことを誓約いたします。

※申請者印については、申請者本人が自署する場合に限り、これを省略することができる。



(受付)

## 臨時給水申請書

年 月 日

千葉県企業局長 様

栓 番 第 号

口 径 mm

装置場所

申請者名 ⑩

私は 年 月 日より上記装置場所において臨時給水を受けたいと思いますので、千葉県水道事業給水条例第28条第1項の規定に基づき、御指定の概算料金を納付いたします。

記

一、見積水量 立方米 (収納)

二、概算料金納付額 金 円也

※申請者印については、申請者本人が自署する場合に限り、これを省略することができる。

## 概算料金免除申請書

年 月 日

千葉県企業局長

様

栓 番 第 号

口 径 mm

装置場所

申請者名 ⑩

私は 年 月 日より上記装置場所において臨時給水を受けたいと思いますが、使用後の料金の支払については、申請者において責任を負いますので、概算料金の納付は免除くださるよう申請いたします。

※申請者印については、申請者本人が自署する場合に限り、これを省略することができる。

# 念 書

年 月 日

千葉県企業局長

様

申請者住所

氏 名

⑩

指定給水装置工事事業者住所

名 称

今般、下記により臨時使用のための給水を受けますが、その使用を終えたときは、速やかに給水契約解除届を提出し、給水装置を撤去いたします。

記

1 使用場所

2 使用目的

3 使用終了予定日

年 月 日

※申請者印については、申請者本人が自署する場合に限り、これを省略することができる。

様式⑥

計 画 書

年 月 日

千葉県企業局長

様

申請者 住 所  
氏 名

㊟

今般、下記工事場所にかかる給水装置新設工事を申請しましたが、これについて増設・改造工事を予定しており、その施行にあたっては千葉県水道事業給水条例に基づき、増設・改造承認の申請を下記の申請予定日に行います。

記

1 工事場所

2 申請予定日 年 月 日

※申請者印については、申請者本人が自署する場合に限り、これを省略することができる。

様式⑦ 誓約書の例

誓 約 書

年 月 日

千葉県企業局長 様

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号

（ 個人が申請する場合は、申請書の氏名を自署する  
ことにより、押印を省略することができる。 ）

このたび、

について、防犯上オートロックシステムを設置いたしますが、貴局が行う下記業務により貴局職員又は貴局の指定する代理人が建物内に立ち入る場合に、支障ないようにオートロックシステムを解除する等貴局の指示に従います。又、管理会社及び住居者に対しても本主旨を周知いたします。

なお、当該建物を第三者に譲渡する場合は、必ず貴局に届け出るとともに、譲受人に対し本主旨を継承することを併せて誓約いたします。

記

1. 給水契約及び給水契約解除に伴う開閉栓業務
2. 量水器の検針、取り付け及び取り外し業務
3. 検定期限満了に伴う量水器の取替え業務
4. 水道料金未払い者に対する給水停止及び給水停止解除業務
5. その他、急を要する維持管理業務

以上